

令和4年度診療報酬改定等に関する 調査報告書

一般社団法人 日本保険薬局協会
医療制度検討委員会

2022年5月

- 内容：①改定前後の調剤基本料及び各種加算の算定状況を調査
②健康サポート薬局及び認定薬局に関する定例調査
- 対象：NPhA正会員
- 方法：WEBアンケート 1社1回答 ※グループで一回答でも可
- 回答期間：2022年4月13日（水）～5月9日（月）
- 回答数：109社、9,793薬局（回答率^{*}：58.8%）
- 実施主体：一般社団法人日本保険薬局協会 医療制度検討委員会

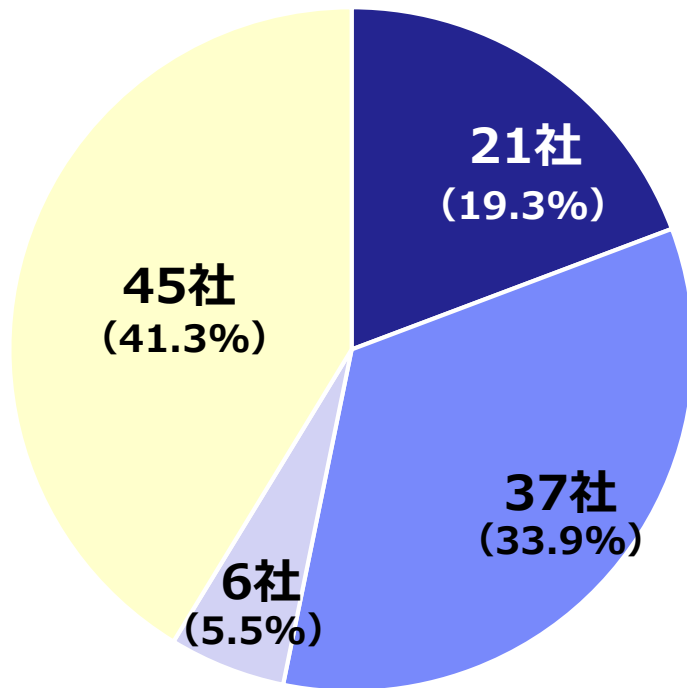
調査結果 Summary

改定により、大きな影響があったポイントとして、調剤基本料1の薬局うち、**約60%**にあたる薬局が新設の調剤基本料3-8となり、全体の**約40%**の構成比となったことがあげられる。一方で、地域支援体制加算に新たに区分ができたことで算定割合が上がっている。ただし、**経過措置後に大幅に算定割合が減少する見通し**、影響を最小化するためには、患者や地域医療のニーズに対応するべく、「在宅実績（単一建物1人）」等の取組みを推進していくことが必要となる。

▶ * 回答率分母：16,664薬局（2022年3月2日時点,NPhA会員ページより）

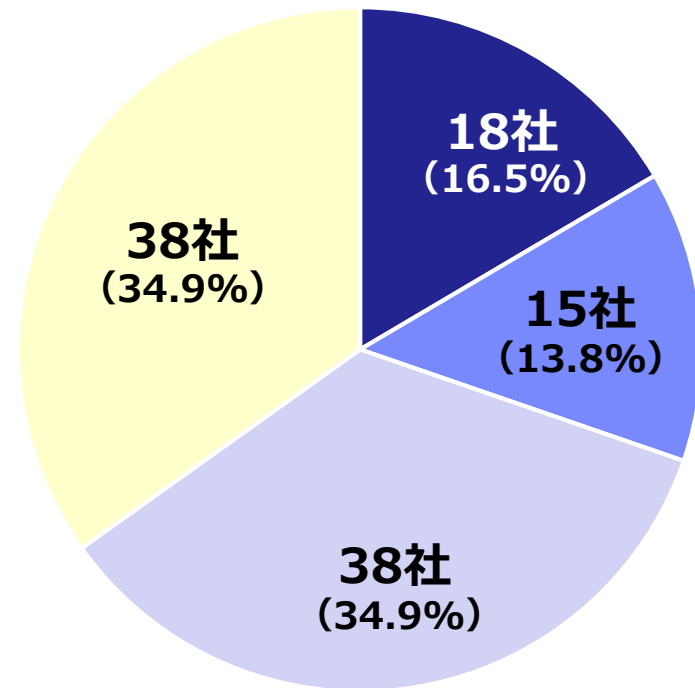
回答数の構成

■ 法人（薬局Gr）の月間処方箋受付回数
(N=109社)



- 40万回超
- 4万回超～40万回以下
- 3万5千回超～4万回以下
- 3万5千回以下

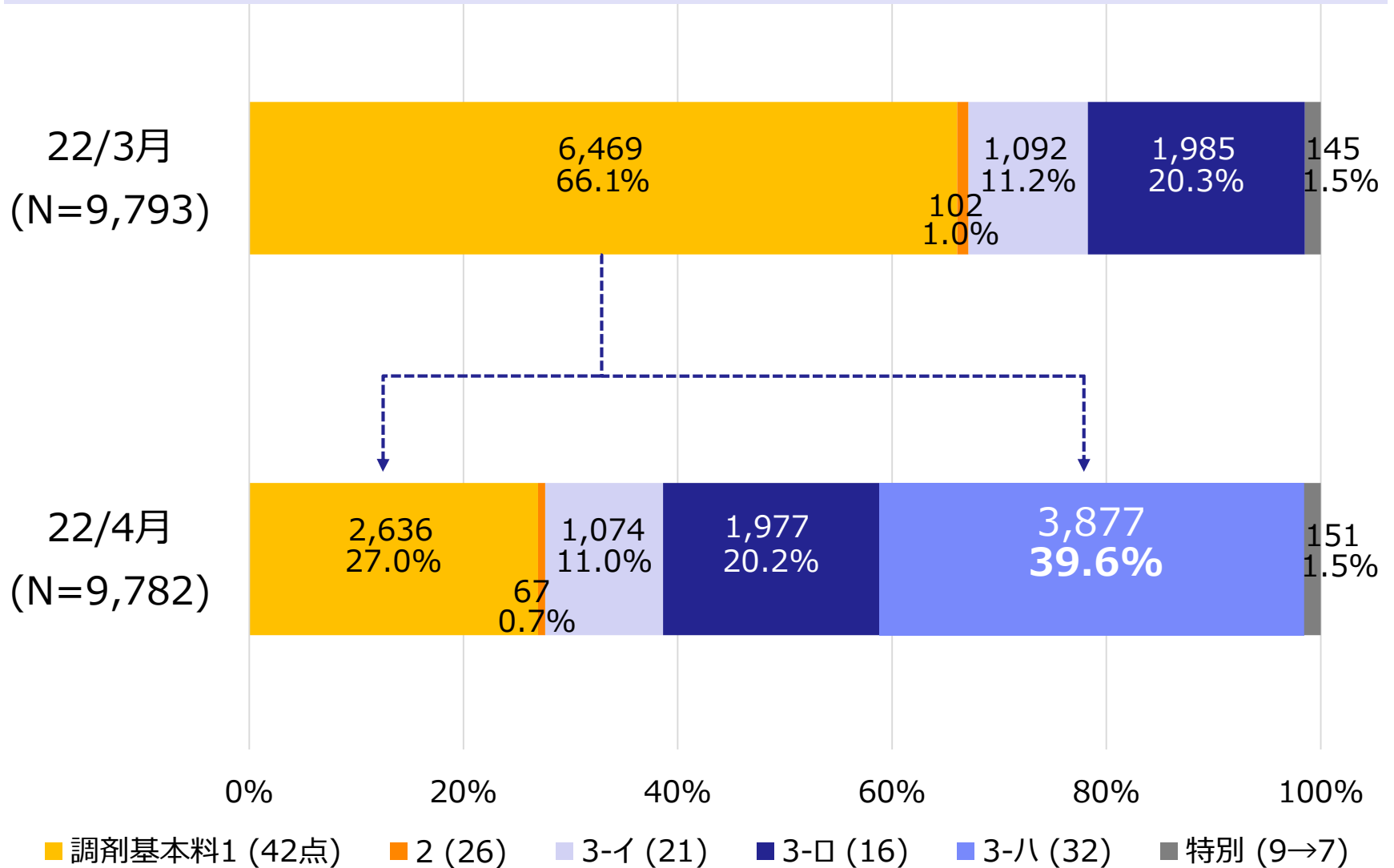
■ 法人（薬局Gr）の総薬局数
(N=109社)



- 300薬局以上
- 100～299薬局
- 20～99薬局
- 1～19薬局

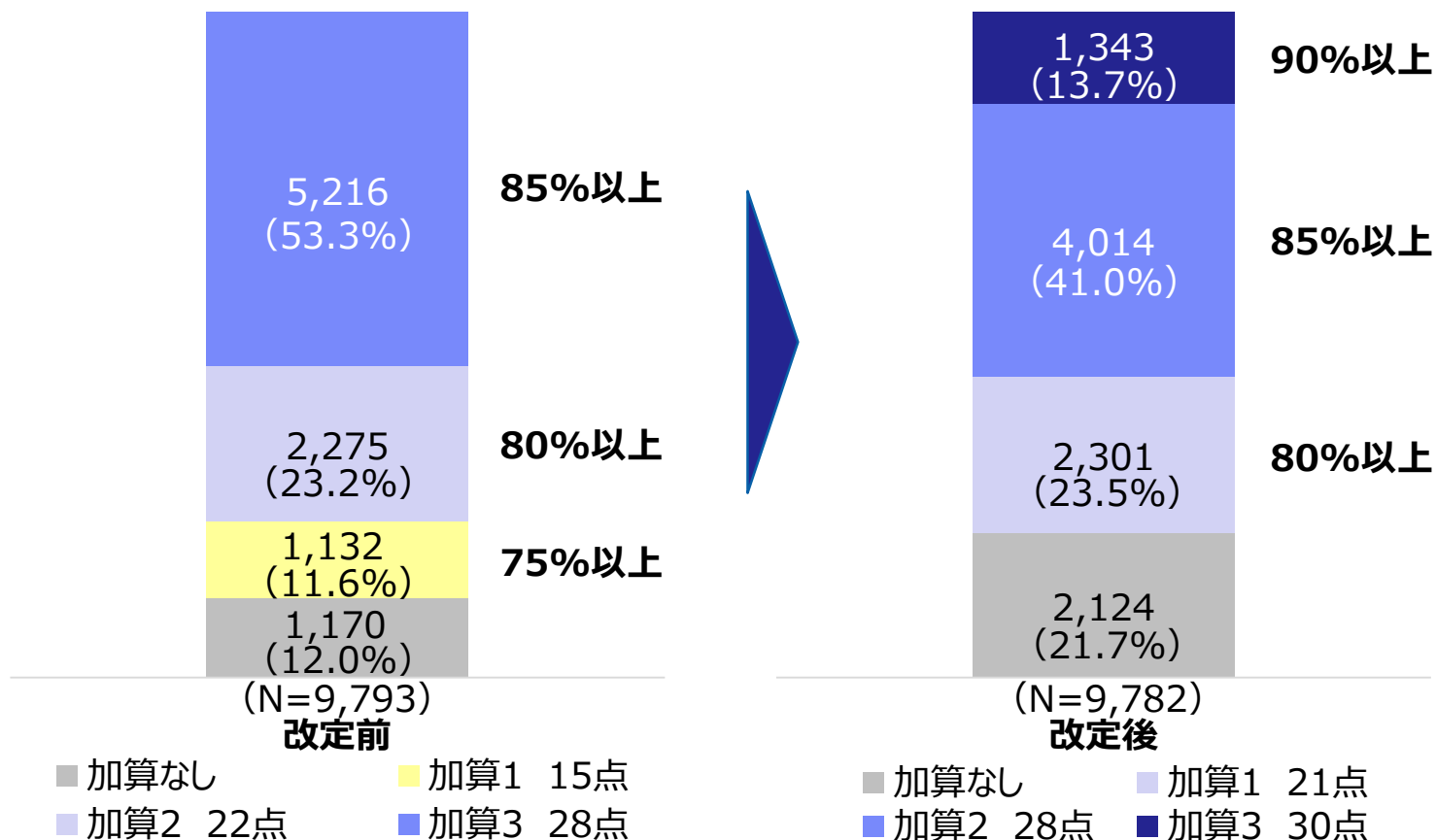
改定前後の調剤基本料

改定前の調剤基本料 1 の薬局は全体の66.1%。そのうち、**約60%**にあたる薬局が新設の調剤基本料 3 - 八に区分変更となり、これは全体の**約40%**に相当する。



改定前後のGE加算

後発医薬品の調剤数量割合の基準が引き上げられたことにより、算定割合は▲9.7%となった。また、減算に該当する薬局数は、改定前が12薬局であったのに対し、改定後（経過措置*がない場合）には38薬局となる見通しであった。



* 令和4年度調剤報酬改定に係る経過措置として、令和4年9月30日までは、後発医薬品の調剤数量割合が著しく低い薬局に対する調剤基本料の減算規定の施設基準については、改定前の規定を適用（減算は5点が適用）

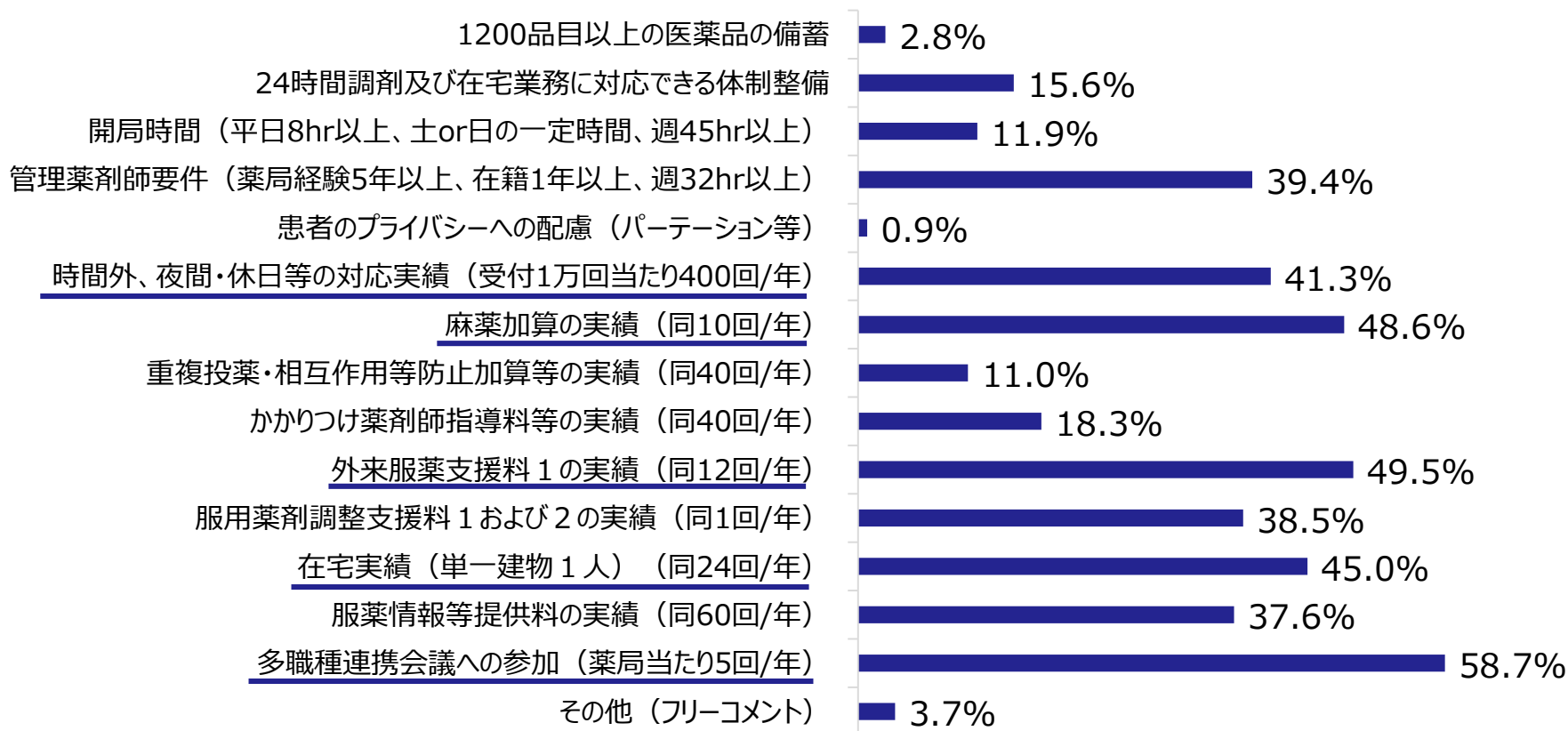
地域支援体制加算の要件

地域支援体制加算区分		加算1 39点	加算2 47点	加算3 17点	加算4 39点
調剤基本料		調剤基本料1		調剤基本料1以外	
実績Ⅰ		①～③かつ④または⑤を満たす			
1薬局当たりの年間回数	①麻薬小売業者の免許	要		要	-
	②在宅薬剤管理	24回以上		-	-
	③かかりつけに係る届出	要		要	-
	④服薬情報等提供料	12回以上		-	-
	⑤多職種連携会議	1回以上		-	-
実績Ⅱ		-	①～⑨のうち3つ以上を満たす	①～⑨のうち④及び⑦を含む3つ以上を満たす	①～⑨のうち8つ以上を満たす
①～⑧は処方箋受付1万回当たりの年間回数	①夜間・休日等の対応実績	-	400回以上	400回以上	400回以上
	②麻薬加算	-	10回以上	10回以上	10回以上
	③重複投薬・相互作用等防止加算	-	40回以上	40回以上	40回以上
	④かかりつけ薬剤師指導料等	-	40回以上	【必須】40回以上	40回以上
	⑤外来服薬支援料1	-	12回以上	12回以上	12回以上
⑨は1薬局当たりの年間回数	⑥服用薬剤調整支援料1及び2	-	1回以上	1回以上	1回以上
	⑦単一建物診療患者が1人の在宅薬剤管理	-	24回以上	【必須】24回以上	24回以上
	⑧服薬情報等提供料	-	60回以上	60回以上	60回以上
	⑨多職種連携会議	-	5回以上	5回以上	5回以上

地域支援体制加算の要件

「多職種会議への参加」「外来服薬支援料1の実績」「麻薬加算の実績」「在宅実績（単一建物1人）」「時間外、夜間・休日等の対応実績」の順で、ハードルが高いという傾向であった。

**Q.地域支援体制加算の要件のうち、比較的ハードルが高いと感じる要件を教えてください。
（複数回答可）（N=109社）**

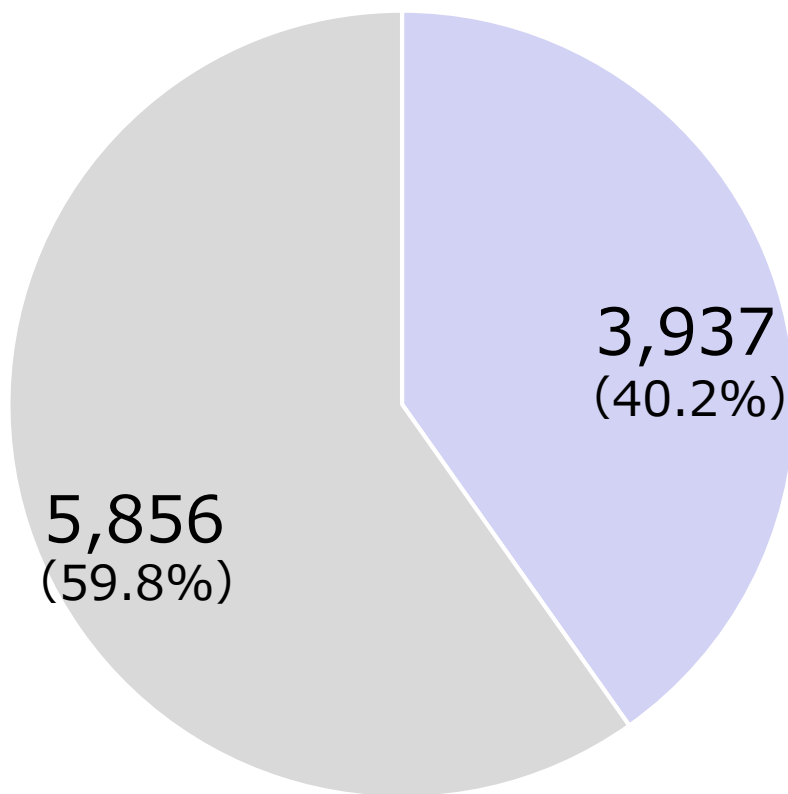


その他：管理薬剤師の固定化のデメリットが強く出る

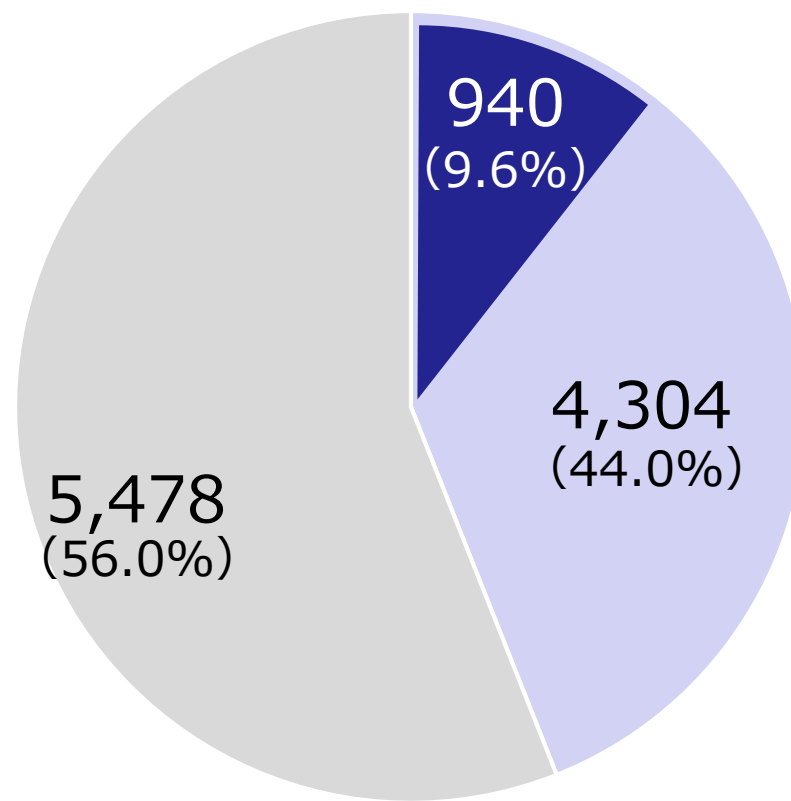
地域支援体制加算、及び連携強化加算

改定後、地域支援体制加算の算定割合は**+3.8%**となった。また、総薬局数9,782薬局のうち、連携強化加算の算定薬局数は**940薬局、9.6%**であり、施設要件である地域支援体制加算の算定ベースだと**21.8%**であった。

改定前 (N=9,793)



改定後 (N=9,782)



■ 地域支援体制加算 算定 ■ 未算定 ■ 連携強化加算 算定

改定前後の地域支援体制加算の比較

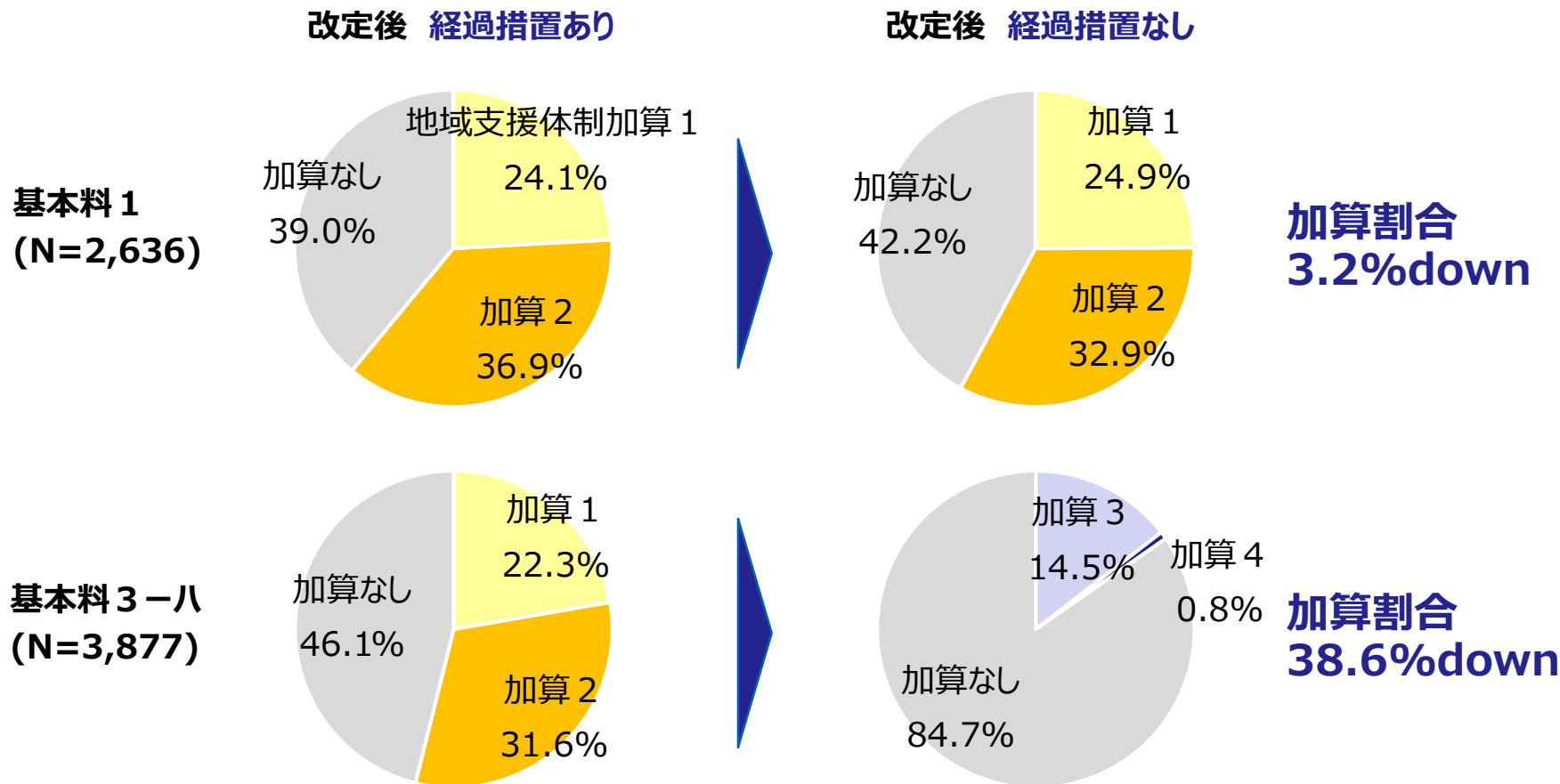
改定前 (N=9,793)		改定後 経過措置あり [*] (N=9,782)		改定後 経過措置なし [*] (N=9,782)	
調剤基本料 1 42点	6,469	基本料 1 42点	2,636	基本料 1 42点	2,636
地域支援体制加算 38点 (算定割合)	3,780 (58.4%)	加算 1 39点	636 (24.1%)	加算 1 39点	657 (24.9%)
		加算 2 47点	972 (36.9%)	加算 2 47点	867 (32.9%)
		基本料 3-八 32点	3,877	基本料 3-八 32点	3,877
		加算 1 39点	864 (22.3%)	加算 3 17点	563 (14.5%)
		加算 2 47点	1,225(31.6%)	加算 4 39点	30 (0.8%)
基本料 2 26点	102	基本料 2 26点	67		
加算 38点	4 (3.9%)	加算 3 17点	11 (16.4%)		
		加算 4 39点	6 (9.0%)		
基本料 3-イ 21点	1,092	基本料 3-イ 21点	1,074		
加算 38点	8 (0.7%)	加算 3 17点	120 (11.2%)		
		加算 4 39点	7 (0.7%)		
基本料 3-ロ 16点	1,985	基本料 3-ロ 16点	1,977		
加算 38点	138 (7.0%)	加算 3 17点	282 (14.3%)		
		加算 4 39点	143 (7.2%)		
特別調剤基本料 9点	145	特別調剤基本料 7点	151		
加算 38点	7 (4.8%)	加算 3 17点	26 (17.2%)		
		加算 4 39点	12 (7.9%)		

改定前、調剤基本料 1 以外における地域支援体制加算の算定割合は、**4.7%**であった。
改定後、調剤基本料 1 及び3-八以外における算定割合は、加算 3 が 13.4%、加算 4 が5.1%、計**18.5%**となった。

【経過措置】
* 令和 4 年度調剤報酬改定に係る経過措置として、令和 4 年 3 月 31 日時点で地域支援体制加算を算定している保険薬局で、在宅薬剤管理の実績を満たしていると届出を行っている場合は当該実績を満たしているものとする（令和 5 年 3 月 31 日まで）。本調査においては調剤基本料 1、3-八のみにおいて、在宅実績の経過措置なしの場合について調査した。
* 令和 4 年度調剤報酬改定に係る経過措置として、令和 4 年 3 月末日時点で調剤基本料 1 を算定していた保険薬局であって、令和 4 年 4 月から調剤基本料 3-八を算定することとなったものについては、調剤基本料 1 を算定しているものとみなし、要件を満たせば地域支援体制加算 1、2 を算定可能（令和 5 年 3 月 31 日まで）

経過措置有無による比較

調剤基本料 1 において、経過措置*の影響が若干見受けられることから、「在宅薬剤管理24回以上」の要件が課題となる。調剤基本料 3 - 八においては、加算 1、2 から、加算 3、4 に変更となり、それに伴い**算定割合の大幅な減少**がみられる。加算 3 では「単一建物診療患者が1人の在宅薬剤管理」が必須要件となることが課題と推察される。

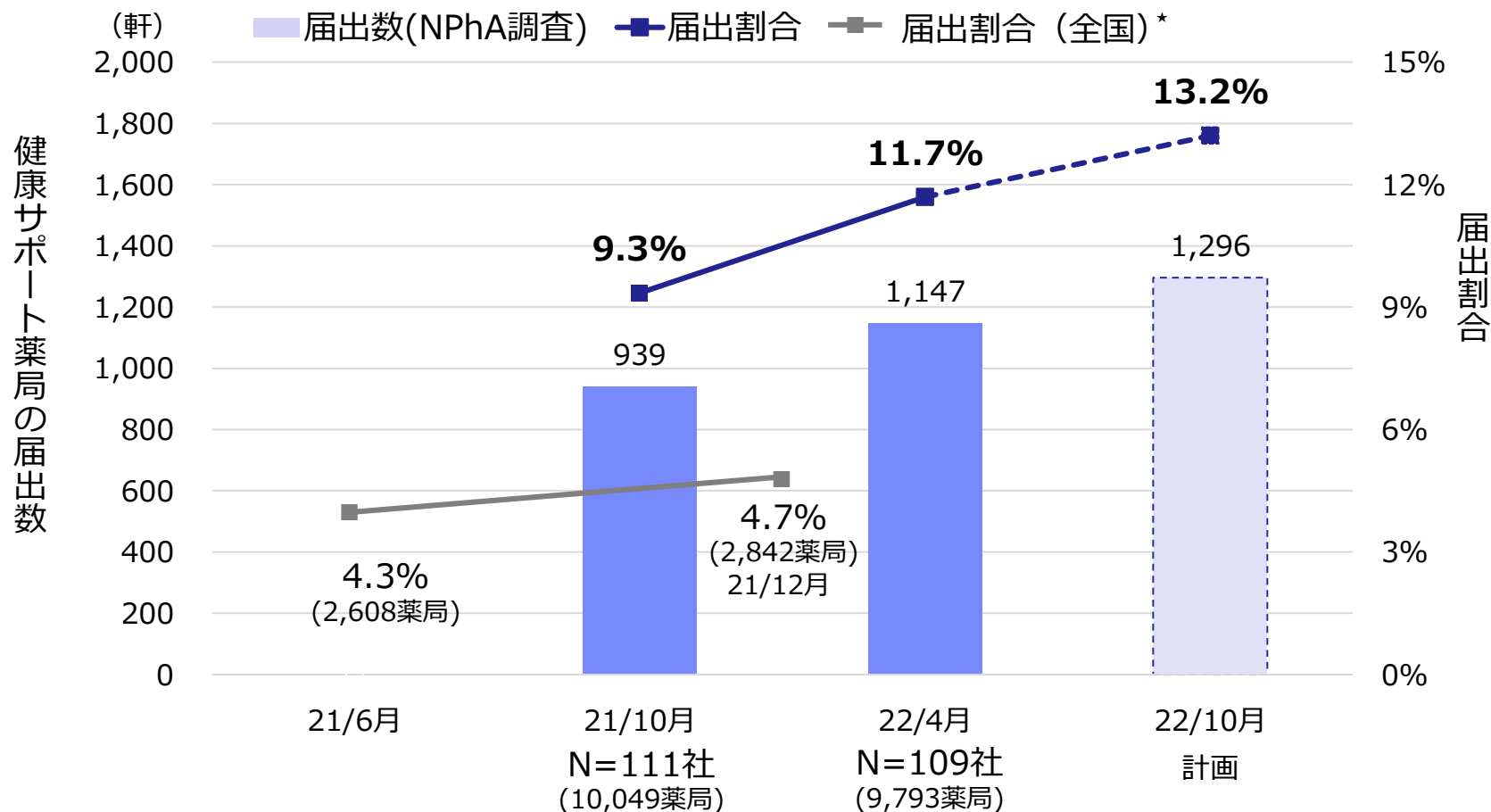


【経過措置】

- 令和 4 年度調剤報酬改定に係る経過措置として、令和 4 年 3 月 31 日時点で地域支援体制加算を算定している保険薬局で、**在宅薬剤管理の実績**を満たしていると届出を行っている場合は当該実績を満たしているものとする（令和 5 年 3 月 31 日まで）。本調査においては調剤基本料 1、3 - 八のみにおいて、在宅実績の経過措置なしの場合について調査した。
- 令和 4 年度調剤報酬改定に係る経過措置として、令和 4 年 3 月末日時点で調剤基本料 1 を算定していた保険薬局であって、令和 4 年 4 月から調剤基本料 3 - 八を算定することとなったものについては、**調剤基本料 1 を算定しているものとみなし**、要件を満たせば地域支援体制加算 1、2 を算定可能（令和 5 年 3 月 31 日まで）

健康サポート薬局の届出数

健康サポート薬局の届出割合は、前回調査（21/10月）より、+2.4%の**11.7%**となった。半年後には**13.2%**となる見通し。

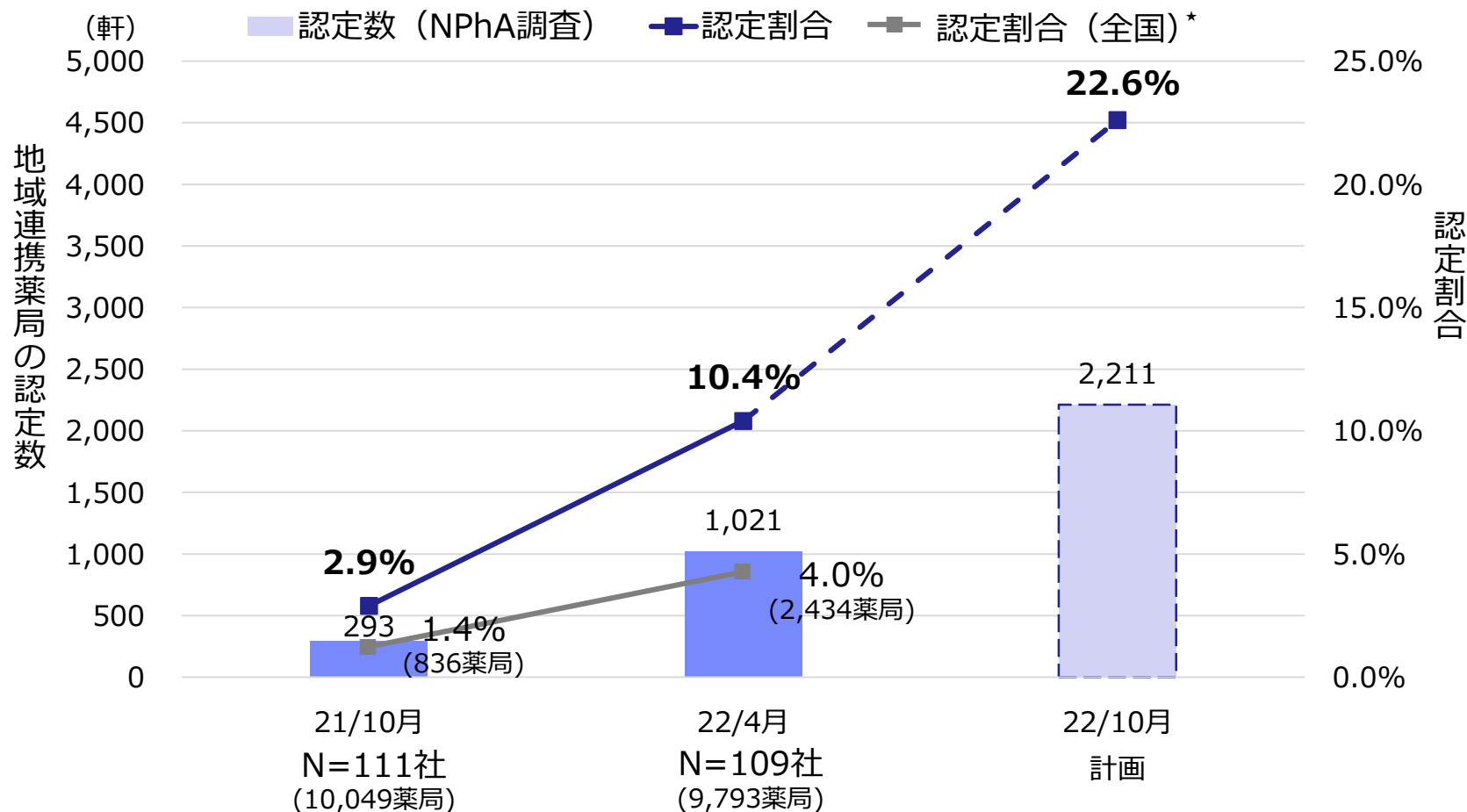


▶ * 届出割合 (全国) は厚生労働省発表より

▶ 【参考】21/10月調査時 中期目標がある63社の2025年の目標は2,977/6,220薬局=47.9%

地域連携薬局の認定数

地域連携薬局の認定割合は、前回調査（21/10月）より、+7.5%の**10.4%**となった。半年後には**22.6%**となる見通し。

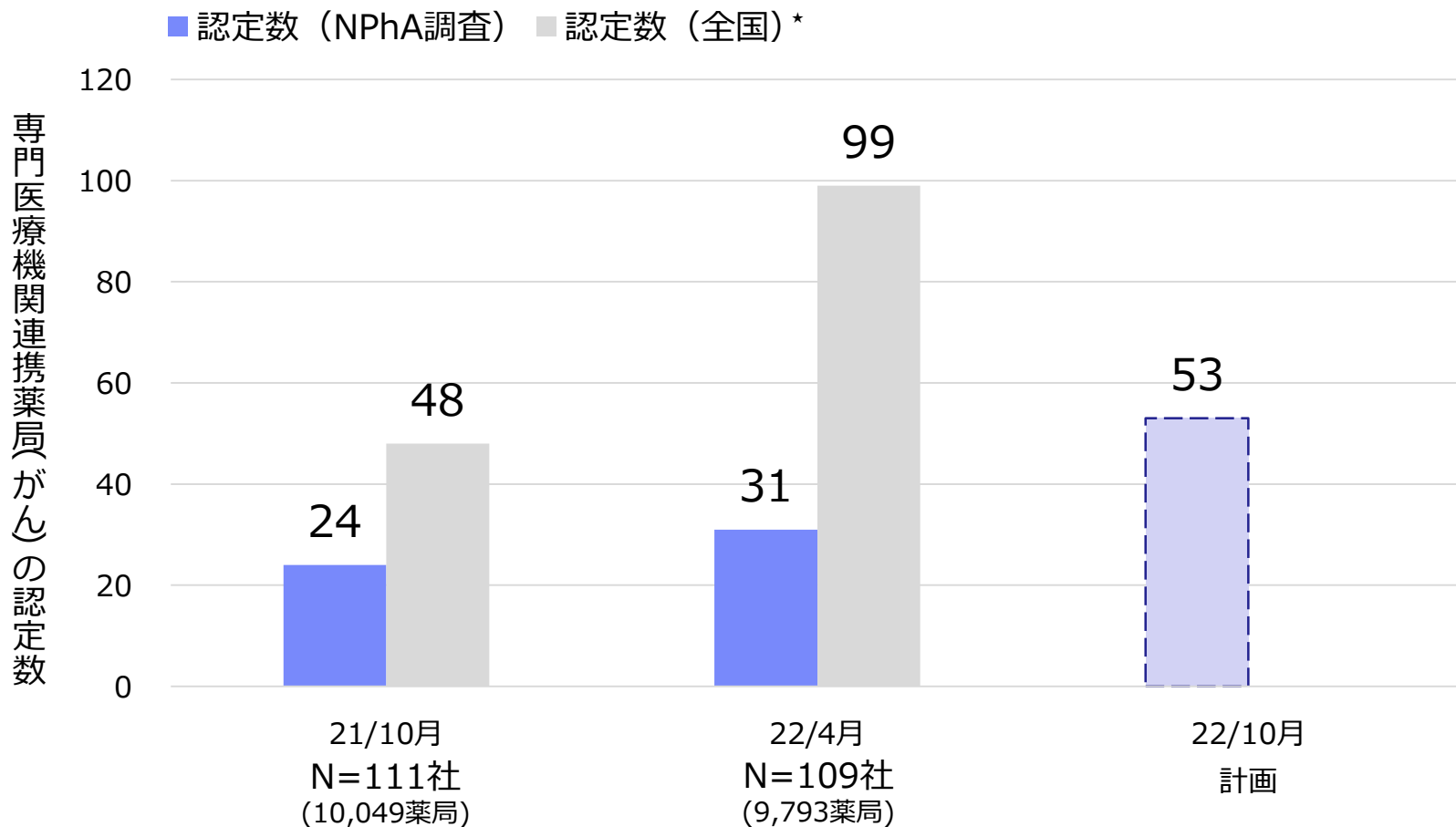


▶ * 認定割合（全国）は厚生労働省発表より

▶ 【参考】21/10月調査時 中期目標がある67社の2025年の目標は4,748/6,390薬局 = 74.3%

専門医療機関連携薬局（がん）の認定数

専門医療機関連携薬局（がん）の認定数は、前回調査（21/10月）より、+7の**31薬局**となった。半年後には**53薬局**となる見通し。



▶ * 認定数（全国）は厚生労働省発表より

▶ 【参考】21/10月調査時 中期目標がある47社の2025年の目標数を積み上げると247薬局となる。



Nippon Pharmacy Association

日本保険薬局協会